

報道関係者 各位

## インフルエンザ警報の発令について

山形県感染症発生動向調査 令和7年第2週（1月6日～1月12日）におけるインフルエンザ定点医療機関（県内42カ所）からのインフルエンザ患者報告数が、一定点あたり32.62となり、インフルエンザ警報の基準（一定点あたり30）以上となったことから、本日、県内全域に「インフルエンザ警報」を発令します。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。

### 1 感染症発生動向調査による一定点医療機関あたりの患者報告数

	令和6年第52週 (12/23～12/29)	令和7年第1週 (12/30～1/5)	第2週 (1/6～1/12)
山形県	27.60	25.92	32.62
山形市	32.00	10.25	34.00
村山	29.20	35.88	34.10
最上	42.75	60.00	37.75
置賜	20.63	24.00	34.14
庄内	22.58	7.67	27.75
全国	64.39	33.82	集計中

### 2 過去5シーズンにおける警報発表状況

シーズン	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年
警報発表日	令和2年1月8日	警報発表なし	警報発表なし	警報発表なし	令和5年11月29日

### 3 インフルエンザについて

- ・1～4日間の潜伏期間を経て、突然の高熱とともに、関節痛、筋肉痛などの全身症状が現れるのが特徴で、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。普通の風邪と比べて全身症状が強いのが特徴です。
- ・飛沫感染と接触感染により感染します。

### 4 基本的な感染対策について

- ・日頃から体温や健康状態のセルフチェックを行い、「場面や状況に応じた適切なマスクの着用」、「換気」、「手指消毒」による予防を心がけてください。
- ・高齢者や乳幼児が感染すると重症化する場合があります。重症化を予防するには、インフルエンザワクチンの予防接種が効果的です。

問合せ先	健康福祉部健康福祉企画課 課長補佐 渡部 善記 023-630-2292 報道監 健康福祉部次長 菅原 正春
------	---